

ピアサポート事業の実施に関する規約

兵庫県内において、兵庫県がん診療連携協議会に参画する地域がん診療連携拠点病院、県指定がん診療連携拠点病院及びがん診療連携拠点病院に準じる病院（以下「拠点病院等」という。）が、兵庫県指定の養成研修を修了したピアサポーター（以下「ピアサポーター」という。）の協力を得て、がん体験者によるピアサポート（個別面談）を実施する場合は、次のとおりとする。

（実施主体）

- 第1条 ピアサポート事業は、兵庫県が主体となり、拠点病院等の協力を得て実施する。
- 2 ピアサポート業務は、拠点病院等がピアサポーターと連携して実施する。

（面談業務）

- 第2条 拠点病院等は、あらかじめ定めた時間帯にピアサポーターの面談時間を設ける。
- 2 拠点病院等は、がん患者又は家族等からピアサポーターの面談の希望を受けたときは、ピアサポーターに依頼する。
- 3 1回の面談につき、2人のピアサポーターが同席し、対応するものとする。
- 4 面談時間は、1回につき原則30分とする。
- 5 面談場所は、拠点病院等のがん相談支援センター等が指定するところとする。
- 6 ピアサポーターは、指定の記録用紙に面談内容を記入し、面談終了後、拠点病院等のがん相談支援センター等に報告する。

（研修等）

- 第3条 兵庫県は、ピアサポート業務に必要な一定レベルの知識・技術をもつ者を養成するための研修を指定し、拠点病院等の協力を得て実施する。
- 2 ピアサポーターは、活動に際し、相談者の秘密を守るとともに、特定の治療法、代替医療法、健康食品の推奨や特定の政治団体、宗教団体の支持などを行わないこととする。
- 3 ピアサポーターは、登録後、知識と技術の確認を目的として、兵庫県が指定し、拠点病院等の協力を得て実施するフォローアップ研修もしくは、活動する拠点病院等で開催するサロンに年に1回は参加する。

（責任の所在）

- 第4条 ピアサポート業務で生じた責任は、兵庫県、拠点病院等、ピアサポーターがそれぞれの役割に応じ、負う。
- 2 ピアサポーターは、ボランティア保険に加入する。

（登録等）

- 第5条 ピアサポーターの登録は、兵庫県が行い、登録リストを拠点病院等と共有する。

2 兵庫県はピアサポーターのフォローアップ研修及び拠点病院等で開催するサロンへの参加状況をもとに2年ごとに、ピアサポーターの更新を行う。

(面談実績)

第6条 面談実績は、指定の面談内容記録用紙を使用する。

2 面談内容記録用紙は、各拠点病院等で回収し、集計するものとする。

3 各拠点病院等は、毎年度、面談実績をがん相談実務者ミーティング事務局へ報告する。

(交通費等の支払い)

第7条 拠点病院等は、面談実績に応じて、ピアサポーターへ交通費等を支払う。

2 交通費は、各拠点病院等の規約に基づいて支給する。

(覚書)

第8条 拠点病院等は、ピアサポート業務を始めるにあたって、あらかじめピアサポーターとその業務に関する約束ごとを取り決め、覚書として取り交わす。拠点病院等は、覚書を取り交わしたピアサポーター名を兵庫県に報告する。

(周知)

第9条 拠点病院等は、チラシやホームページ等を活用してピアサポートの窓口を周知する。

(利用者アンケート)

第10条 拠点病院等は、ピアサポート業務を行った時は、指定用紙によりピアサポート利用者に必要に応じてアンケートを実施する。

2 アンケートを実施した場合は、当該拠点病院等のがん相談員が回収・集計し、年度末に兵庫県へ報告する。

(既研修修了者の取扱い)

第11条 平成23年度、平成24年度又は平成28年度に兵庫県が指定した養成研修を修了した者は、平成27年度から平成29年度の間、兵庫県が指定したフォローアップ研修を修了することにより、当該規約によるピアサポート業務を行うことができることとする。

(附則)

この規約は、平成28年12月10日から施行する。

(附則)

この規約は、平成29年10月1日から施行する。

(附則)

この規約は、令和3年10月19日から施行する。